

「里山整備利用地域」では、様々な活動で支援事業を活用いただくことができます。

事業名・事業区分	事業実施主体	補助率	事業内容
里山整備利用地域活動推進事業	里山整備利用推進協議会	10/10以内	活動推進主体が行う地域活動等への支援(里山整備利用地域に認定されることが確実な場合は、認定前でも活用が可能) 【想定される事業例】 ・区域調査、研修会・説明会、計画作成 ・森林を利用した地域活動等(講師謝金、賃借料(車両借り上げ等)、傷害保険料、燃油代、テキスト購入、林内活動用具、印刷費、苗木、通信費、その他消耗品費) 【留意点】 ・支援期間は最長3年間
里山資源利活用推進事業	里山整備利用推進協議会	3/4以内 林内歩道は9/10以内	活動推進主体による資機材の導入等[認定地域限定] 【想定される事業例】 ・チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、チップパー、刈り払い機、移動式トイレ等 ・林内歩道 【留意点】 ・支援は1回のみ ・上限は補助金1,125千円(事業費1,500千円)
里山整備利用地域リーダー育成事業	県	-	里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成[認定地域限定] 【想定される事業例】 ・地域リーダー育成のための研修会等の実施 ・安全講習会のための講師派遣等
みんなで支える里山整備事業	市町村、森林組合、林業事業体、NPO法人等	9/10以内	特用林産物の生産振興や環境学習等の里山の多面的な機能の利活用を図るための間伐等[認定地域限定] 【想定される事業例】 ・間伐等の森林整備 ・松くい虫被害跡地などでの地域が主体的に行う植栽等 ・鳥獣被害対策としての緩衝帯の整備 ・ボランティアによる森林整備活動 【留意点】 ・1施行地0.1ha以上 ・里山の利活用又は皆伐等の制限する10年間の協定が必要 ・同一施業への支援は1回のみ
地域で進める里山集約化事業	地域協議会、自治会組織、森林整備委員会、生産森林組合、森林組合等	定額	里山の小規模個人有林等の森林整備を進めるため、森林所有者からの施業同意を得る取組等の条件整備を支援 【想定される事業例】 ・森林所有者の施業同意取得 ・施業地の境界の明確化 【留意点】 ・条件整備後最長5年以内に森林整備を実施すること ・1施行地0.1ha以上

お問い合わせ先

長野県 林務部 森林政策課 企画係 。。
TEL 026-235-7261 / FAX 026-234-0330
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

お気軽にお問い合わせください

長野県森林づくり県民税による

森林資源の利活用に向けて

～里山整備利用地域制度の概要～

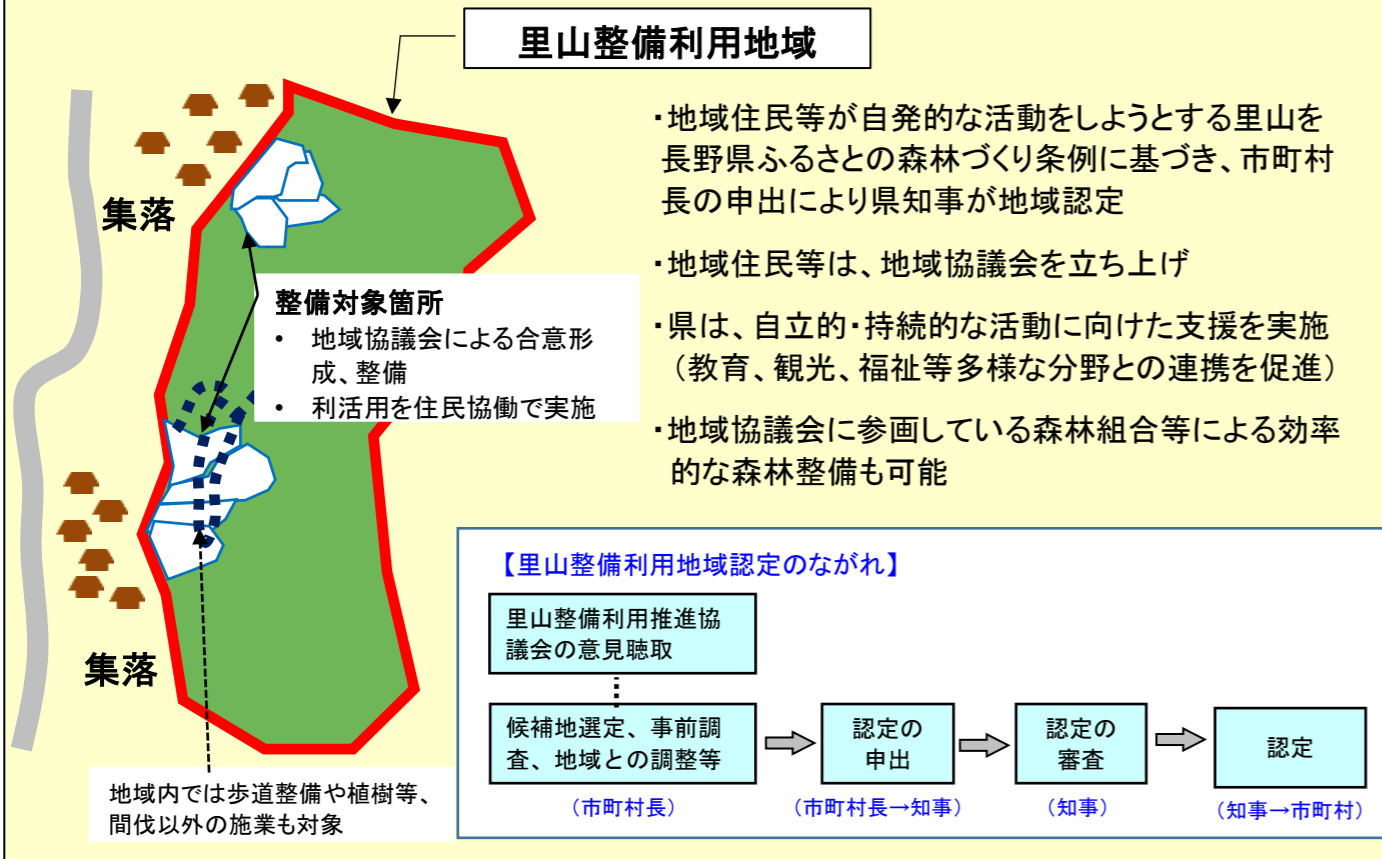


住民等による利活用のための里山整備の推進

里山と地域の関係性を再構築し、地域の主体的な里山の整備・利用を推進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林づくり県民税を活用した地域の主体的な取組を支援します。



里山整備利用地域とは



里山整備利用推進協議会～多様な方々の参画による地域の里山づくり～



【里山整備利用推進協議会】

地域の実情に応じ、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関の関係者などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織します。

【認定の要件】

- ・対象森林面積が5ha以上
- ・密接に関係する集落が存在
- ・地域住民等による自発的な活動を行うための体制
- ・里山の整備及び利用を推進する活動
- ・継続的な活動

里山整備利用地域における様々な取組（例）



地域協働による里山の利活用

古くから地域が共同で利用していた里山を活用し、地域の絆を深めるため、地域住民が自ら里山の整備を実施。



災害に強い森林づくり

地域の生活に密接な関係のある里山を自らの手で守ろうと、災害に強い森林づくりを地域ぐるみで実施。



薪による里山資源の利活用

里山の資源を薪として循環利用し、地域に販売収益を還元することで、森林所有者の意欲を喚起。



森林の観光利用

森林セラピーや森林体験活動と地域の観光業を組み合わせ、地域の魅力向上による地域振興を展開。



特用林産の生産・栽培

炭の生産やきのこ・山菜等の栽培に里山を利用し、地域資源を活かした副業的な取組を展開。



森林環境教育の推進

里山の多様性を活かした教育や子育てにより、学びの質の向上と地域への愛着を持った人材を育成。